

令和8年度トップアスリート強化支援金支給要項

(目的)

第1条 この要項は、日本代表として国内合宿や国外遠征等に参加する本県ゆかりのスポーツ選手に予算の範囲内でトップアスリート強化支援金（以下「強化支援金」という。）を支給し、「スポーツ立県えひめ」の実現に向けた競技力向上及びスポーツ振興を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 強化支援金の支給対象者は、平成28年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技（国民スポーツ大会、オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックで実施される種目に限る。）について、中央競技団体（公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟しているものに限る。）・JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）・JPC（公益財団法人日本パラリンピック委員会）から、日本代表選手又は世代別日本代表選手（いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。）に指定され、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までに実施される国内合宿又は国外遠征等（以下「合宿遠征」という。）に参加する者で、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する県内の学校（幼稚園を除く。以下「学校」という。）に在籍していること
- (2) 県内の学校に在籍していたこと
- (3) 県内に在住していること
- (4) 本県競技団体に登録をしていること
- (5) その他知事が認める者

(強化支援金の額)

第3条 強化支援金の額は、別表第2に定める金額とする。

- 2 強化支援金の支給回数は、当該年度において、原則、国内合宿及び国外遠征等各1回までとする。ただし、第5条に規定する支給を受ける場合はこの限りではない。

(強化支援金の支給申請)

第4条 強化支援金の支給を受けようとする者（未成年者である場合にあってはその保護者。以下「申請者」という。）は、トップアスリート強化支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、令和9年3月12日までに知事に提出するものとする。

- (1) 代表選手に指定されたことを証する書類
- (2) 合宿遠征に参加することが確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠)

第5条 オリンピックやパラリンピック等に出場する可能性がある者について、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。

- 2 オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠での申請に当たっては、オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠認定（競技実績）申請書（様式第3号）に競技実績を証する書類を添えて、知事に提出し、資格認定の審査を受けるものとする。

(強化支援金の支給決定等)

第6条 知事は、前2条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、強化支援金の支給を決定又は資格認定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 強化支援金は、原則として口座振替により支給するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(参加報告)

第7条 強化支援金の支給決定を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和9年4月2日のいずれか早い日までに参加実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給決定を受けた日が、合宿遠征終了後1月を経過している場合は、速やかに提出するものとする。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 合宿遠征に参加したことが確認できる書類

(2) その他知事が必要と認めるもの

(強化支援金の支給の取消及び返還)

第8条 知事は、合宿遠征の中止や、選手本人の都合等により合宿遠征に参加しなかった場合は、強化支援金の支給を取り消し、又は既に支給した強化支援金の返還を申請者に命ずることができるものとする。

別表第1 (第2条関係)

国民スポーツ大会正式競技 (41競技) オリンピック・パラリンピック実施競技 (46競技) デフリンピック実施競技 (22競技)	陸上競技、水泳、サッカー (5人制サッカー)、テニス (車いすテニス)、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール (車いすバスケットボール)、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング (パワーリフティング)、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング (車いすフェンシング)、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃 (射撃)、剣道、ラグビーフットボール (車いすラグビー)、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、スキー、スケート、アイスホッケー、近代五種、テコンドー、サーフィン、スケートボード、ボブスレー、リュージュ、カーリング (車いすカーリング)、パイアスロン、ボッチャ、ゴールボール、オリエンテーリング、チェス、クリケット、スカッシュ、フラッグフットボール、野球 (男子)、ラクロス
--	---

※共通競技は重複表記。

※オリンピック実施競技におけるバスケットボール競技には、3人制バスケットボールを含む。

※オリンピック実施競技における射撃は、ライフル射撃とする。

※デフリンピック実施競技におけるサイクリング・マウンテンバイクは、自転車競技とする。

※デフリンピック実施競技におけるサッカー競技には、フットサルを含む。

※ () はパラリンピックにおける名称。

※実施競技が追加された場合は、追加競技も対象とする。(対象から除外された場合は、強化支援金対象から除外する。)

別表第2 (第3条関係)

区分		強化支援金の額
国内合宿等に参加する場合		50,000円
国外遠征等	下記以外に参加する場合	100,000円
	オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックに参加する場合	200,000円

※国外遠征等(オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックを含む。)出発前の国内直前合宿については、国外遠征等を含めることとし、国内直前合宿単一の(国内)申請は原則認めない。

別表第3（第5条関係）

【(世代別) 日本代表選手】

区分	条 件
1	当該年度を含む過去3か年度に国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会及びそれらと同等の国際的な規模のスポーツ競技大会をいう。（※1））に日本代表選手として出場した者
2	当該年度を含む過去3か年度に全国大会（国民スポーツ大会、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツ競技大会をいう。（※1））でベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者）
3	当該年度を含む過去3か年度に上記1の国際大会（※1）において、ベスト4以上の成績を収めた者

（※1）パラリンピック・デフリンピック実施競技については、上記各区分で示す大会と同等規模の大会を対象とする。

■区分1及び2を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各2回に拡大。

■区分3を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各3回に拡大。